

## 宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標の設定について

宮城県では、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者のサービス選択に資する情報提供の充実を図るため、福祉サービス第三者評価を実施しています。

少子高齢化や福祉ニーズの高度化・多様化を背景に、本事業の一層の推進が必要となっており、また、厚生労働省の定める「福祉サービス第三者評価事業に関する指針（平成30年4月1日施行）」により、各都道府県において受審（福祉サービス事業者が第三者評価を受けること）促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めることとされていることを踏まえ、令和4年度からの3年間について、受審率の数値目標を設定したので公表します。

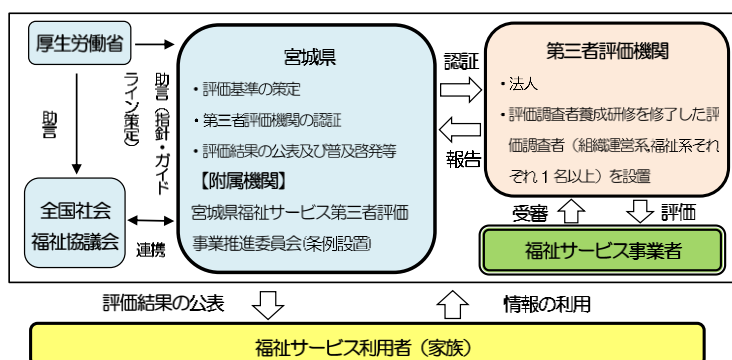
※受審：福祉サービス事業者が第三者評価を受けること。

### 1 福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価は、よりよい福祉サービスの実現に向けて、福祉サービス事業者の提供するサービスの質について、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。個々の事業者が具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上が図られます。また、評価結果の公表により、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

第三者評価の受審と評価結果の公表は任意ですが（乳児院等の社会的養護施設を除く。）、利用者本位の福祉の実現のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

第三者評価は、各福祉サービスの特性に応じて評価項目や判断基準を定めた「評価基準」に基づいて行われます。宮城県では、「保育所分野」「障害者・児福祉サービス分野」「高齢者福祉サービス分野（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム・軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護）」「救護施設分野」の4分野について、評価基準を策定するとともに、評価結果の公表や普及啓発を行っています。



※受審と評価結果の公表が義務づけられている社会的養護施設については、全国社会福祉協議会から全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。社会的養護施設の受審状況は、別紙「宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況」のとおりです。

## 2 受審数値目標について

本事業の更なる推進を図るため、令和4年度からの3年間について、福祉サービスの分野ごとに受審数値目標を設定します。

### (1) 保育所分野

|                                      | 実績     |            |            | 目標値   |       |       |
|--------------------------------------|--------|------------|------------|-------|-------|-------|
|                                      | 平成30年度 | 令和元年度      | 令和2年度      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 受審率                                  | 1.4%   | 1.4%       | 0.5%       | 1.4%  | 1.6%  | 1.8%  |
| 受審件数                                 | 6      | 6          | 2          | 6     | 7     | 8     |
| (参考)<br>前回目標数値<br>※上段：受審率<br>下段：受審件数 | /      | 2.5%<br>11 | 2.6%<br>12 | /     | /     | /     |
| (参考)<br>対象事業所数<br>※カッコ書きは見込数         | 435    | 432        | 423        | (423) | (423) | (423) |

【設定の考え方】 令和2、3年度はコロナの影響もあって減少したと考えると、令和4年度は、令和元年度の受審件数を目標値とし、以降毎年度1件ずつ増加させていきたいと考えています。

【受審数値算定に係る対象サービス】 保育所

### (2) 障害者・児福祉サービス分野

|                                      | 実績     |           |           | 目標値     |         |         |
|--------------------------------------|--------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
|                                      | 平成30年度 | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
| 受審率                                  | 0.3%   | 0.4%      | 0.6%      | 0.5%    | 0.6%    | 0.7%    |
| 受審件数                                 | 3      | 5         | 8         | 8       | 9       | 11      |
| (参考)<br>前回目標数値<br>※上段：受審率<br>下段：受審件数 | /      | 0.5%<br>6 | 0.6%<br>7 | /       | /       | /       |
| (参考)<br>対象事業所数<br>※カッコ書きは見込数         | 1,088  | 1,202     | 1,289     | (1,406) | (1,466) | (1,526) |

【設定の考え方】 平成30年度から令和2年度にかけて、受審事業所は増加しており、過去3年間の平均受審事業所数は5.3事業所、平均受審率は0.43%となっています。初年度の目標値は平均受審率を上回る0.5%（8件）とし、以降0.1%（1～2件）ずつ増加させるものです。

【受審数値算定に係る対象サービス】 障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所施設、障害児入所施設、福祉ホーム

### (3) 高齢者福祉サービス分野

|                                      | 実績     |           |           | 目標値     |         |         |
|--------------------------------------|--------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
|                                      | 平成30年度 | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
| 受審率                                  | 0.1%   | 0.3%      | 0%        | 0.3%    | 0.3%    | 0.4%    |
| 受審件数                                 | 2      | 5         | 0         | 5       | 6       | 7       |
| (参考)<br>前回目標数値<br>※上段：受審率<br>下段：受審件数 | /      | 0.2%<br>3 | 0.2%<br>4 | /       | /       | /       |
| (参考)<br>対象事業所数<br>※カッコ書きは見込数         | 1,735  | 1,726     | 1,727     | (1,730) | (1,740) | (1,750) |

【設定の考え方】 平成30年度から令和2年度までの3年間の平均受審件数は2.3事業所、平均受審率は0.13%となっています。初年度の目標値は令和元年度と同等の0.3%（5件）とし、以降毎年度0.05%（1件）ずつ増加させるものです。

【受審数値算定に係る対象サービス】 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む）、訪問介護

### (4) 救護施設分野

|                              | 実績     |       |       | 目標値   |       |       |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                              | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 受審率                          | /      | /     | /     | 0%    | 50.0% | 50.0% |
| 受審件数                         | /      | /     | /     | 0     | 1     | 1     |
| (参考)<br>対象事業所数<br>※カッコ書きは見込数 | /      | /     | /     | (2)   | (2)   | (2)   |

【設定の考え方】 令和4年度から新たに追加される分野ではありますが、県内事業所数は2施設のみにとどまることから、いずれか1施設が受審することを想定したものです。

【受審数値算定に係る対象サービス】 救護施設

## 3 今後の対応について

福祉サービス第三者評価の受審の向上を図るため、本事業の普及啓発を行います。特に、事業者に対しては、各種説明会や研修会、指導監査等様々な機会を通じ、制度の周知及び受審の促進を行います。

なお、本事業の普及・啓発に当たっては、本事業の実施状況を評価した上で行っていきます。